

議案第6号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月7日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

令和2年度、令和3年度に係る保険料率を改定し、賦課限度額及び保険料軽減判定所得の基準額の引上げを行うとともに、所要の規定整備を行う必要があるため提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「100分の9.39」を「100分の9.98」に改める。

第9条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「47,890円」を「53,110円」に改める。

第10条中「620,000円」を「640,000円」に改める。

第14条第1項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附則第4項から第6項までを削る。

附則第7項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第8項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第9項第1号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第10項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同項を附則第7項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分までの保険料については、なお従前の例による。